

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－２－１－１－３ 監督手法・対応</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 自己資本の質の維持・資本政策の確認  資本充実の原則の遵守及び資本の質の維持の観点から、少なくとも、増資時（その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段の発行時を含む。）において、以下に関する資料の提出を求めることとする。  イ.～ハ. [略]</p> <p>(注) なお、増資（その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段の発行を含む。）のコンプライアンスについては、<u>Ⅲ－３－１－６</u>を参照。</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－２－１－１－３ 監督手法・対応</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 自己資本の質の維持・資本政策の確認  資本充実の原則の遵守及び資本の質の維持の観点から、少なくとも、増資時（その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段の発行時を含む。）において、以下に関する資料の提出を求めることとする。  イ.～ハ. [略]</p> <p>(注) なお、増資（その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段の発行を含む。）のコンプライアンスについては、<u>Ⅲ－３－１－５</u>を参照。</p>

改正案	現 行
<p>(5)、(6) [略]</p> <p>Ⅲ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>Ⅲ－３－１－５ <u>顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条）</u></p> <p>Ⅲ－３－１－５－１ <u>主な着眼点</u></p> <p><u>銀行が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、銀行が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。</u></p> <p>Ⅲ－３－１－５－２ <u>監督手法・対応</u></p> <p><u>日常の監督事務や、不祥事件等届出書等を通じて把握された銀行の誠実公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第24条の規定に基づく報告を求めることを通じて、銀行における自主的な業務改善状況を把握することとする。銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保又</u></p>	<p>(5)、(6) [略]</p> <p>Ⅲ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>[新設]</p>

改正案	現 行
<p><u>は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 27 条の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p>	
<p><u>Ⅲ－３－１－６</u> 第三者割当増資のコンプライアンス</p>	<p><u>Ⅲ－３－１－５</u> 第三者割当増資のコンプライアンス</p>
<p><u>Ⅲ－３－１－６－１</u> [略]</p>	<p><u>Ⅲ－３－１－５－１</u> [略]</p>
<p><u>Ⅲ－３－１－６－２</u> [略]</p>	<p><u>Ⅲ－３－１－５－２</u> [略]</p>
<p><u>Ⅲ－３－１－７</u> 不適切な取引等</p>	<p><u>Ⅲ－３－１－６</u> 不適切な取引等</p>
<p><u>Ⅲ－３－１－７－１</u> [略]</p>	<p><u>Ⅲ－３－１－６－１</u> [略]</p>
<p><u>Ⅲ－３－１－７－２</u> [略]</p>	<p><u>Ⅲ－３－１－６－２</u> [略]</p>
<p>Ⅲ－３－３ 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p>	<p>Ⅲ－３－３ 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p>
<p>Ⅲ－３－３－２ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢</p>	<p>Ⅲ－３－３－２ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢</p>
<p>Ⅲ－３－３－２－２ 主な着眼点</p>	<p>Ⅲ－３－３－２－２ 主な着眼点</p>

改正案	現 行
<p>[略]</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) リスク商品に係る業務</p> <p>① [略]</p> <p>② 特定預金等の受入れ  特定預金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることにかんがみ、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「<u>Ⅲ-2-3-2-1 適合性原則</u>」、「<u>Ⅲ-2-3-2-3 広告等の規制</u>」、「<u>Ⅲ-2-3-2-4 顧客に対する説明態勢</u>」、「<u>Ⅳ-3-1-2 (3) 高齢顧客への勧誘に係る留意事項</u>」等を参照するものとする。</p> <p>③、④ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>IV 銀行持株会社</p> <p>IV-2 主な留意事項等</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) リスク商品に係る業務</p> <p>① [略]</p> <p>② 特定預金等の受入れ  特定預金等については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることにかんがみ、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「<u>Ⅲ-2-3-1 適合性原則</u>」、「<u>Ⅲ-2-3-3 広告等の規制</u>」、「<u>Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢</u>」、「<u>Ⅳ-3-1-2 (3) 高齢顧客への勧誘に係る留意事項</u>」等を参照するものとする。</p> <p>③、④ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>IV 銀行持株会社</p> <p>IV-2 主な留意事項等</p> <p>[略]</p>

改正案	現 行
(1)、(2) [略]	(1)、(2) [略]
(3) 第三者割当増資のコンプライアンス態勢(Ⅲ-3-1-6参照)がグループ全体に確立されているか。	(3) 第三者割当増資のコンプライアンス態勢(Ⅲ-3-1-5参照)がグループ全体に確立されているか。
(4)～(8) [略]	(4)～(8) [略]
Ⅷ 銀行代理業	Ⅷ 銀行代理業
Ⅷ-4 銀行代理業者	Ⅷ-4 銀行代理業者
Ⅷ-4-2 主な着眼点	Ⅷ-4-2 主な着眼点
Ⅷ-4-2-1 銀行代理業者の禁止行為、不適切な取引等	Ⅷ-4-2-1 銀行代理業者の禁止行為、不適切な取引等
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 上記(1)から(3)のほか、不適切な取引等の防止に関してはⅢ-3-1-7に準じるものとする。	(4) 上記(1)から(3)のほか、不適切な取引等の防止に関してはⅢ-3-1-6に準じるものとする。
Ⅹ 電子決済等代行業	Ⅹ 電子決済等代行業
Ⅹ-4 利用者保護ルール等	Ⅹ-4 利用者保護ルール等

改正案	現 行
<p>X-4-1 意義</p> <p>電子決済等代行業者が法第2条第21項第1号に掲げる行為として提供する決済サービス（電子決済等代行業再委託者が行う業務を含む。以下「電子決済サービス」という。）は、利用者の社会経済生活や企業等の経済活動の利便性を高めるものとなり得る一方、前述（Ⅲ-3-9）の通り、銀行と銀行外部の決済サービス事業者等による連携サービスを狙う犯罪が発生していることを踏まえ、電子決済サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保していくことが、電子決済等代行業者及び銀行の双方にとって重要な課題となっている。</p> <p>以上を踏まえ、電子決済サービスを提供する電子決済等代行業者においては、電子決済等代行業の利用者や連携・協働する銀行の利用者（以下、X-4及びX-5において「利用者等」という。）の利益の保護を含む電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を構築することが重要であり、電子決済等代行業者の監督に当たっては、例えば、以下のような点に留意するものとする。</p> <p><u>なお、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条において、電子決済等代行業者及びその役職員に関しても、顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務が求められる趣旨を踏まえ、Ⅲ-3-1-5に準じた対応を行う必要がある点に留意するものとする。</u></p>	<p>X-4-1 意義</p> <p>電子決済等代行業者が法第2条第21項第1号に掲げる行為として提供する決済サービス（電子決済等代行業再委託者が行う業務を含む。以下「電子決済サービス」という。）は、利用者の社会経済生活や企業等の経済活動の利便性を高めるものとなり得る一方、前述（Ⅲ-3-9）の通り、銀行と銀行外部の決済サービス事業者等による連携サービスを狙う犯罪が発生していることを踏まえ、電子決済サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保していくことが、電子決済等代行業者及び銀行の双方にとって重要な課題となっている。</p> <p>以上を踏まえ、電子決済サービスを提供する電子決済等代行業者においては、電子決済等代行業の利用者や連携・協働する銀行の利用者（以下、X-4及びX-5において「利用者等」という。）の利益の保護を含む電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を構築することが重要であり、電子決済等代行業者の監督に当たっては、例えば、以下のような点に留意するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>【様式・参考資料編】            資本金の額の増加            別紙様式 4-12-3 (増資を行う全ての銀行用)            年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿            所在地            商 号            代表者            (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>増 資 届 出 書 (3)</p> <p>資本金の額を増加いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <p>[表略]            (注) [略]</p> <p>_____ ○ _____</p> <p>(注) 記載要領及び添付書類            1. ~ 4. [略]</p>	<p>【様式・参考資料編】            資本金の額の増加            別紙様式 4-12-3 (増資を行う全ての銀行用)            年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿            所在地            商 号            代表者            (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>増 資 届 出 書 (3)</p> <p>資本金の額を増加いたしたく、銀行法第 53 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <p>[表略]            (注) [略]</p> <p>_____ ○ _____</p> <p>(注) 記載要領及び添付書類            1. ~ 4. [略]</p>

改正案	現 行
<p>5. 監督指針Ⅲ－3－1－6－2（5）に基づき、増資完了後6か月経過の後速やかに事後点検の結果を、別紙様式4－12－3による届出の追加添付資料として提出するものとする。</p>	<p>5. 監督指針Ⅲ－3－1－5－2（5）に基づき、増資完了後6か月経過の後速やかに事後点検の結果を、別紙様式4－12－3による届出の追加添付資料として提出するものとする。</p>